

## 郡山市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱

令和5年6月8日制定  
令和6年6月1日一部改正  
令和7年1月15日一部改正  
令和7年4月1日一部改正  
令和7年6月1日一部改正  
令和8年4月1日一部改正  
[こども部こども総務企画課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもを見守り育む地域ネットワークの形成を促進するため、こどもの居場所づくりや人と人との繋がり場を創出する活動に取り組む市内のこども食堂運営団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 郡山市こども食堂ネットワーク設置要綱（令和元年9月20日制定）第7条の規定によりネットワークの登録決定を受けたこども食堂運営団体（以下「こども食堂」という。）
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと
- (4) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していると認められる者の統制の下にある団体でないこと

(補助金の交付の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内で実施されるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) こども食堂が、食事の提供、弁当配布を行う事業
- (2) フードパントリー（食品の無償配布をいう。）、フードバンク（無償配布のための食品の保管及び配布拠点をいう。）、こども宅食（こどものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動をいう。）などを行う事業
- (3) こどもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業
- (4) 文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の配布等を行う事業

- (5) こどもの居場所等の事業を継続するための備品・物品等配置をする事業
  - (6) 訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業
  - (7) その他こどもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 政治的又は宗教的活動として行われる事業
- (3) 既存の事業、行事等に参加する事業
- (4) 専ら趣味又は娯楽を目的とする事業  
(補助金の交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、こどもの居場所づくり支援に必要な別表に定める経費で、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

- (1) 補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税相当額
- (2) 国、福島県、その他企業や団体等又は本市の他の補助金等の交付の対象となる経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条第1項第1号に規定する事業については、郡山市こども食堂に対する商品券の譲与に関する要綱（令和元年10月21日制定、以下、「商品券譲与要綱」という。）に基づき商品券の譲与を受けた額と合わせ1食堂当たり30万円、第2号から第7号に規定する事業については1団体当たり合計10万円をそれぞれ限度とする。

- 2 第3条第1項第1号に規定する事業を開催する場合の1回当たりの補助額は、こども食堂及び事業の協力者等の分を除いた食事数に500円を乗じて得た額の2分の1の額とし、これにより得た年間の合計額と、別表に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金、その他の収入額を控除した額を比較し、最も少ない額を補助金の額とする。
- 3 第3条第1項第2号から第7号に規定する事業を開催する場合の補助額は、各号ごとの対象経費の実支出額の合計から寄付金、その他の収入額を控除した額とする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号第11条）に規定する会計年度をいう。）を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書（第1号様式）

(2) 団体情報等報告書（第3号様式）

- 2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第20条の3の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする年度（以下、「補助対象年度」という。）の4月1日から4月末日までに行わなければならない。
- 3 算定期間の中途において事業を開始する場合は、事業開始日から30日以内に補助金の交付の申請を行わなければならない。ただし、補助対象年度における事業実施月数が6月に満たない場合、補助金を交付しない。
- 4 交付額の変更申請を行うときは、規則第9条第1項の補助事業等内容変更等承認申請書に第1項に掲げる書類を必要に応じて添えて、補助対象年度の9月末日までに市長に提出しなければならない。
- 5 第3条第1項第1号に規定する事業について、こども食堂の要望により、商品券譲与要綱に基づく商品券による交付を受けることができる。この場合の交付額の算定は第5条第2項に準じるものとする。
- 6 前項に規定する商品券の交付は、商品券の在庫がない場合、これを交付しない。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費又は総事業費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

（交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。この場合において、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。
- (4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) 第4条第1号から第2号に該当する経費と重複がないこと。
- (6) 前各号に定める条件に違反した場合又は偽りであることが判明した場合は、交付決定の取り消しに同意すること。この場合において、既に交付された補助金があるときはこれを返還すること。

（実績報告）

第10条 こども食堂は、補助金の交付を受けた年度の3月31日又は事業終了後2か月以内のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告及び収支決算書（第2号様式）

(2) 事業の収入及び支出が分かる資料（レシート、領収書等）及び事業実施状況が分かるもの（写真、パンフレット等）

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書によりこども食堂に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（概算払）

第12条 市長は、必要と認めるときは、規則第16条の2第2項の規定により、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行し、この要綱による改正後の郡山市子どもの居場所づくり支援補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 経費区分 | 対象経費          |
|------|---------------|
| 報償費  | 講師謝礼、ボランティア謝礼 |

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 旅費       | 旅費                     |
| 需用費      | 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料 |
| 役務費      | 通信運搬費、広告料、保険料、手数料、委託料  |
| 使用料及び賃借料 | 会場等使用料、倉庫使用料、機器リース料等   |
| 備品購入費    | 備品購入費                  |

第1号様式(第7条関係) 事業計画及び収支予算書

団体名: \_\_\_\_\_

こども食堂名: \_\_\_\_\_

| 事業区分 | 実施予定時期 | 事業概要 | 対象経費①<br>(支出見込み) | 収入額②<br>(収入見込み) | 補助対象額③<br>(①-②) | 補助基準額④ |
|------|--------|------|------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 1    |        |      |                  |                 |                 |        |
| 2    |        |      |                  |                 |                 |        |
| 3    |        |      |                  |                 |                 |        |
| 4    |        |      |                  |                 |                 |        |
| 5    |        |      |                  |                 |                 |        |
| 6    |        |      |                  |                 |                 |        |
| 7    |        |      |                  |                 |                 |        |

③と④のいずれか小さい方 → 補助対象額計⑤ 補助限度額⑥ 商品券譲与額⑦ 補助申請予定額  
 ((⑤と⑥を比較し低い額)-⑦)

|       |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|
| 事業1   |  |  |  |  |
| 事業2~7 |  |  |  |  |
| 合計    |  |  |  |  |

事業区分

- 1 こども食堂が、食事の提供、弁当配付を行う活動を行う事業
- 2 フードパントリー(食品の無償配布をいう。)、フードバンク(無償配布のための食品の保管及び配布拠点をいう。)、こども宅食(こどものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動をいう。)などを行う事業
- 3 こどもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業
- 4 文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の配布等を行う事業
- 5 こどもの居場所等の事業を継続するための備品・物品等配置をする事業
- 6 訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業
- 7 その他こどもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業

第2号様式(第10条関係) 事業報告及び収支決算書

団体名: \_\_\_\_\_

こども食堂名: \_\_\_\_\_

| 事業区分 | 事業内容 | 対象経費①<br>(支出確定額) | 収入額②<br>(収入確定額) | 補助対象額③<br>(①-②) | 補助基準額④ |
|------|------|------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 1    |      |                  |                 |                 |        |
| 2    |      |                  |                 |                 |        |
| 3    |      |                  |                 |                 |        |
| 4    |      |                  |                 |                 |        |
| 5    |      |                  |                 |                 |        |
| 6    |      |                  |                 |                 |        |
| 7    |      |                  |                 |                 |        |

③と④のいずれか小さい方 → 補助対象額計⑤ 補助限度額⑥ 商品券譲与額⑦ 補助確定額  
 ((⑤と⑥を比較し 低い額)-⑦)

|       |  |  |  |  |
|-------|--|--|--|--|
| 事業1   |  |  |  |  |
| 事業2~7 |  |  |  |  |
| 合計    |  |  |  |  |

事業区分

- 1 こども食堂が、食事の提供、弁当配付を行う事業
- 2 フードパントリー(食品の無償配布をいう。)、フードバンク(無償配布のための食品の保管及び配布拠点をいう。)、こども宅食(こどものいる世帯に対しお弁当その他の食品を配達する活動をいう。)などを行う事業
- 3 こどもに対し学習、遊び、体験の機会等を提供する事業
- 4 文房具、生理用品など、こどもの生活に必要な物品の配布等を行う事業
- 5 こどもの居場所等の事業を継続するための備品・物品等配置をする事業
- 6 訪問支援、相談、コーディネート等の支援活動を通して行政等の必要な支援につなげる事業
- 7 その他こどもの居場所づくり、子育て世帯の生活支援等に資する事業

## 団体情報等報告書

## 1 概要

|                     |                              |  |
|---------------------|------------------------------|--|
| こども食堂の名称            |                              |  |
| 団 体 名               |                              |  |
| 団 体 所 在 地           |                              |  |
| 代 表 者 職 ・ 氏 名       |                              |  |
| 代 表 者 住 所           | (団体所在地と異なる場合のみ記載する)          |  |
| 代 表 者 生 年 月 日       | (年号) 年 月 日 生                 |  |
| 担 当 者 職 ・ 氏 名       |                              |  |
| 連 絡 先               | 電 話                          |  |
|                     | ファクシミリ                       |  |
|                     | 電 子 メ ー ル                    |  |
| 郡山市こども食堂ネットワーク登録初年度 |                              |  |
| 消 費 税 課 税 区 分       | 課税 ・ 非課税 (法人の場合のみ、いずれかを○で囲む) |  |

## 2 その他情報

|                              |                          |   |
|------------------------------|--------------------------|---|
| 同 意 事 項<br>□にチェック (☑)        | <input type="checkbox"/> | 税務担当課へ個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税の納付状況(税目・税額・申告の有無等)の照会に関することに同意します。 |
| 商 品 券 に よ る<br>補 助 交 付 の 可 否 | 可 ・ 不可                   |   |

## 3 補助金振込口座

|                    |  |            |  |
|--------------------|--|------------|--|
| (1)金融機関名           |  | (2)支 店 名   |  |
| (3)預金種別            |  | (4)口 座 番 号 |  |
| (5)口座名義<br>(カカで記載) |  |            |  |

※当該口座の預金通帳の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義が記載されたページの写しを添付してください。